

一般社団法人日本車いすテニス協会
日本女子テニス連盟寄贈 テニス競技車リース事業 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、車いすテニスの普及活動を行なうにあたり、経済的負担なく気軽に車いすテニスに触れてもらい、継続的な練習参加へと誘うことを目的として、選手へのテニス競技車のリース事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 リース車 前条の目的を達するために、一般社団法人日本車いすテニス協会(以下、「JWTA」という)によって貸与されるテニス競技車をいう。
- 二 リース契約者 別記1に掲げる者をいう。
- 三 リース車使用者 別記2に掲げる者をいう。

(リース契約者の選定等)

第3条 JWTA は、リース希望者に対し、この要綱の定めるところによりリース契約者を選定、テニス競技車を貸与する。

2 前項の規定によりリース契約者に対して貸与する競技車の総数は、以下の計9台とする。

メーカー名	機種	フレームタイプ	台数
株式会社O Xエンジニアリング	TRV	S	2台
株式会社O Xエンジニアリング	TRV	M	3台
株式会社O Xエンジニアリング	TRZ	—	4台

(リース申請及び選定、契約方法)

第4条 JWTA は、テニス競技車リース事業の実施に当たり、リース希望者をHPやメーリングリスト等にて広く周知募集、所属するサークルやクラブの代表者を通して申請を受け付ける。

2 前項の申請を受け、リースを必要とする各々の理由事情に加え、各ブロックでのテニス競技車普及状況を総合的に判断して、リース契約者候補を選定する。

3 JWTA は、選定されたリース契約者候補に対し契約書を送付、リース契約者候補がこれを熟読理解、署名捺印して初めて正式にリース契約者として認定する。

(リース開始日及びリース期間)

第5条 リース開始日は、第4条第3項の契約書にて各々明記するものとする。

- 2 リース期間は、前項の明記された日より、原則1年間とする。更新を希望する場合は、契約失効日の2か月前までにJWTAに更新申請を提出、使用頻度ならびに更新希望理由等を鑑みJWTAが更新可否を決定することとする。
- 3 本リース契約の最長更新期間は、初めて契約締結した年を含め、5年間とする。

(リース費用及びメンテナンス費用)

第6条 リース契約者は、JWTAに対し、リース費用として月額3,000円を支払うこととする。

支払いは原則毎月末までとし、JWTA口座への振込とする。(複数月のまとめ払いも可)送金手数料は、リース契約者の負担とする。

注) 月額リース費用の拠出根拠は、別記3に掲げる。

- 2 契約書におけるリース開始日が月途中となる場合は、その月のリース料は免除する。
- 3 リース契約者はリース車使用時に係る必要なメンテナンスを随時行い、その費用を負担することとする。
- 4 前項の必要なメンテナンスとは、タイヤのパンク修理、タイヤならびにチューブ劣化に伴う各種交換、シートおよびクッションカバーのクリーニング、キャスターならびにベアリング破損に伴う修理交換をいう。
- 5 前項以外のリース車本体に係る修理が必要となる場合(本体への亀裂損傷等)は、直ちにJWTAに報告することとする。その後、リース車受取時と同じ状態になるよう、リース契約者の責任および費用負担にて修理することとする。

(リース車返納時のメンテナンス)

第7条 リース契約者は、第5条によって定められたリース期間満了後は速やかに下記のメンテナンスを行い、2週間以内にJWTAまで返納することとする。また、返納時に係る送料は、リース契約者の負担とする。

- ・タイヤおよびチューブの交換
- ・シートおよびクッションカバーのクリーニング
- ・ベアリングの交換
- ・キャスターの交換 (JWTAによる事前確認にて必要と判断した場合)

(定期使用状況報告書)

第8条 リース契約者ならびにリース車使用者は、JWTAに対し、年に3回「使用状況報告書」を提出することとする(契約日より5か月後、10か月後ならびに契約終了時)。

(管理表の作成)

第9条 JWTAは、当事業に係る管理表を作成し、各リース契約者のリース期間ならびに使用状況等を管理する。

(契約不履行)

第 10 条 JWTA は、リース契約者ならびにリース車使用者によるリース費用滞納等の契約不履行を認めた場合、ただちにリース車の返納を求めることが可能とする。この場合の送料は、リース契約者負担とする。

(連絡担当ならびに事業責任者)

第 11 条 当事業に係る問い合わせ窓口は下記 JWTA 事務局とし、責任者は JWTA 事務局長とする。

一般社団法人日本車いすテニス協会 事務局
〒864-0033 熊本県荒尾市緑ヶ丘 2 丁目 5 番地 3 プラネスト緑ヶ丘 205
TEL : 080-4275-2775 FAX : 0968-66-2775
e-mail : office@jwta.jp

附 則

(I) 本要綱は、平成 3 1 年 2 月 3 日から施行する。

別記（第2条関係）

1 リース契約者

テニス競技車リース事業のリース契約者は、原則として2に定める「リース車使用者」本人とするが、「リース車使用者」が一般社団法人日本車いすテニス協会のジュニア会員（18歳未満および満18歳の誕生日を越えて最初の年度末まで）である場合、その保護者であって、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- ① 一般社団法人日本車いすテニス協会の理念に賛同し、同協会の活動に対する理解を示す者。
- ② 当事業の趣旨を十分に理解し、リース車使用者の練習環境整備に協力できる者。
- ③ JWTA が定めるリース事業に係る契約書をよく理解し、署名捺印する意思のある者。

2 リース車使用者

テニス競技車リース事業のリース車使用者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- ① 一般社団法人日本車いすテニス協会の会員である者。
- ② リース車上にて安全に座位を保つことができ、かつ安全に操作できると JWTA が認めた者。
- ③ リース車であるという概念を十分に理解し、リース車を大切に扱えると JWTA が認めた者。
- ④ リース契約者とともに JWTA が定めるリース事業に係る契約書を理解し、署名する意思のある者。

別記3（第6条関係）

車いすの耐用年数（国税庁 HP より）

税務署に TEL にて確認

<器具・備品>

構造・用途	細目	耐用年数
医療機器	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	血液透析又は血しょう交換用機器	7
	ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器	
	ファイバースコープ	6
	その他のもの	8
	その他のもの	
	レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
	移動式のもの、救急医療用のもの、自動血液分析器	4
	その他のもの	6
	その他のもの	
	陶磁器製・ガラス製のもの	3
主として金属製のもの	10	
その他のもの	5	

その他のもの
主として金属製のもの
(日常生活車/競技車ともに)

車いすテニスを始めたばかり、あるいは試合に出始めたばかりの選手が週1回約2時間使用すると仮定。

耐用年数 10年 × 1.5 = 15年

270,000円 ÷ 7.5年 = 36,000円/年

36,000円 ÷ 12か月 = 3,000円/月

【リース料趣旨】

今後より多くの皆様に気軽に車いすテニスを始めていただけるよう、JWTA 独自の競技車リースシステムの早急な構築を目指す。

そのため、テニス競技車の減価償却を鑑み耐用年数を 15年としたが、半分の 7.5年での初期投資回収、その資金を基に次のテニス競技車を作製し、リースシステムにおける競技車稼働効率・稼働スピードをあげることで、幅広い裾野への車いすテニスの普及に努める。